

○三田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

平成26年12月19日

条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び三田市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる区・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、警察その他市長が認める団体をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けており、次のいずれかの要件に該当する者
 - ア 要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2から要介護5までのいずれかであること。
 - イ 要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護1であり、かつ、介護保険法第27条第2項の規定による調査の結果、日常生活自立度が規則で定める基準に該当すること。
- (2) 介護保険法第19条第2項の規定による要支援認定を受けており、当該要支援認定に

係る要支援状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項に規定する要支援1又は要支援2のいずれかに該当し、かつ、介護保険法第32条第2項において準用する第27条第2項の規定による調査の結果、日常生活自立度が規則で定める基準に該当する者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表左欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に規定する障害の種別に応じ、別表右欄に掲げる等級表に規定する障害の等級の障害にある者

(4) 兵庫県が発行する療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、A又はB(1)である者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級であり、かつ、単身世帯の者

(6) 前各号に掲げる者のほか、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、特に支援を要するとして申出のあった者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。ただし、居住が福祉施設等自宅以外の者の名簿情報は、この限りでない。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第10条 市長は、避難行動要支援者の同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。

2 個別避難計画は、避難行動要支援者のうち、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域その他の災害時に人命に危険を及ぼす可能性が高いと市長が認める区域に居住する者(居住が福祉施設等自宅以外の者を除く。)及び個別避難計画の作成を希望する者について作成するものとする。

3 個別避難計画には、第4条第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

4 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

(個別避難計画情報の提供)

第11条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載した情報(以下「個別避難計画情報」という。)を提供するものとする。

2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

3 市長は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に必要な情報の提供に努めるものとする。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、個別避難計画情報の提供について準用する。この

場合において、これらの規定中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、第7条第1項中「第5条第1項又は第3項」とあるのは「第11条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

障害の種別	障害の等級
視覚障害	1級、2級、3級又は4級
聴覚障害	2級又は3級
平衡機能障害	すべての等級
上肢機能障害	1級又は2級
下肢機能障害	すべての等級
体幹機能障害	すべての等級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1級又は2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害	すべての等級